

# 大森第五小学校PTA慶弔細則

第1条 本校教職員の結婚および出産の場合は、次の祝い金を贈る。

- ア 結婚の場合 五千円
- イ 出産の場合 三千円

第2条 本校教職員が入院および病欠した場合は、次の見舞金を贈る。

- ア 入院二週間以上 三千円
- イ 病欠一ヶ月以上 別途協議する

第3条 教職員、児童の負傷、病気に対しては、その状況により役員会において協議の上決定する。

第4条 会員および児童の死亡の場合は、次の弔慰金を贈る。

- ア 教職員 役員会で協議の上決定
- イ 教職員の家族 三千円
- ウ 父母会員 五千円
- エ 児童 役員会で協議の上決定

第5条 会員が災害によって被害を受けた場合は、役員会において協議の上決定する。

第6条 教職員の転任、退職については、次の金額を記念品として贈る。

- 記念品代として 二千円

第7条 会員でない学校職員については、すべて教職員の半額を原則とする。

第8条 本内細則に定められていないもの、および特別の事情のある場合は、役員会において協議の上決定する。

第9条 本細則は実行委員会の議を経て、委員会出席者の過半数の賛成によって改廃することができる。

附 則

本細則は令和3年1月1日より施行する。